

資料提供（投げ込み） 令和2年4月12日（日）	
場 所 庁 議 室	
事 務 担 当 課	
所 属	職・氏 名
危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 出口 真也

新型コロナウイルス感染症対策
4月12日開催 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
(第8回) 開催結果

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

4月12日開催津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第8回）
報告事項

1 報告事項

- (1) 4月10日、新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージについて報告（危機管理部）

4月10日、市民の皆様に向けて、市ホームページ及び市ケーブルテレビで市長がメッセージを発信しました。

- (2) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

4月9日に設置した「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口」の相談状況は、9日が34件、10日が66件となっており、2日間で100件の相談がありました。

主な相談内容は、国の補助金に関する相談が59件で、約6割を占めています。

また、当案内窓口で完結した相談が82件、専門的な対応が必要として担当部局につないだ相談が18件でした。

これ以外に、3月25日に設置した「事業者向け相談窓口」では、10日までに226件の相談を受け付けました。

- (3) 津市榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」の利用について報告（久居総合支所）

新型コロナウイルス感染症拡大阻止の観点から、カラオケについては3月25日から、また、足湯については4月9日から休止しています。

- (4) げいのうわんぱーく交流プラザの一時閉館について報告（こども政策担当）

市内感染症患者の発生及び国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を受けて、4月5日から当面の間、一時閉館としています。

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第8回）

令和2年4月12日（日）

午前10時～

本庁舎8階 大会議室A

1 三重県津保健所管内における令和2年4月11日の感染症患者の発生について報告（健康医療担当）

2 協議事項

3 報告事項

- （1）4月10日、新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージについて報告（危機管理部）
- （2）津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）
- （3）津市榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」の利用について報告（久居総合支所）
- （4）げいのうわんぱーく交流プラザの一時閉館について報告（こども政策担当）

4 その他

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第8回）

報告事項

3. 報告事項

- (1) 4月10日、新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージについて報告（危機管理部）

4月10日、市民の皆様に向けて、市ホームページ及び市ケーブルテレビで市長がメッセージを発信しました。

- (2) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

4月9日に設置した「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口」の相談状況は、9日が34件、10日が66件となっており、2日間で100件の相談がありました。

主な相談内容は、国の補助金に関する相談が59件で、約6割を占めています。

また、当案内窓口で完結した相談が82件、専門的な対応が必要として担当部局につないだ相談が18件でした。

これ以外に、3月25日に設置した「事業者向け相談窓口」では、10日までに226件の相談を受け付けました。

- (3) 津市榊原自然の森温泉保養館「湯の瀬」の利用について報告（久居総合支所）

新型コロナウイルス感染症拡大阻止の観点から、カラオケについては3月25日から、また、足湯については4月9日から休止しています。

- (4) げいのうわんぱく交流プラザの一時閉館について報告（こども政策担当）

市内感染症患者の発生及び国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を受けて、4月5日から当面の間、一時閉館としています。



新型コロナウイルス感染症患者の発生について(県内第16例目) 【令和2年 4月11日発表】

4月11日、新型コロナウイルス感染症が疑われる方について実施したPCR検査の結果が判明し、1名の方の陽性が確認されました。三重県内で判明した感染者としては第16例目となります。

患者情報(県内第16例目)

※4月8日(水)に名古屋市内で発生した患者の濃厚接触者

(1) 年代 60代

(2) 性別 男性(日本籍)

(3) 居住地 津市

(4) 職業 会社員

(5) 症状・経過

4月4日(土) 倦怠感あり(発熱なし)

6日(月) 発熱症状あり(39.3℃)

8日(水) 名古屋市から三重県に情報提供あり。

9日(木) 帰国者・接触者外来(医療機関A)を受診し、検体採取。

10日(金) PCR検査を実施。

11日(土) PCR検査により陽性を確認。

<現在の症状>

37℃程度の熱。その他症状なし。

(6) 行動歴

4月3日(金)まで愛知県内の勤務先に出勤(通勤には公共交通機関を利用)

4月4日(土)以降 自宅待機

※常時、マスク着用

※4月8日(水)に名古屋市内で発生した患者との最終接触は3月30日(月)

(7) 今後について

濃厚接触者については保健所が調査し、PCR検査を実施するとともに、健康観察を行います。

本ページに関する問い合わせ先

三重県 医療保健部 薬務感染症対策課 感染症対策班

〒514-8570 津市広明町13番地(本庁4階)

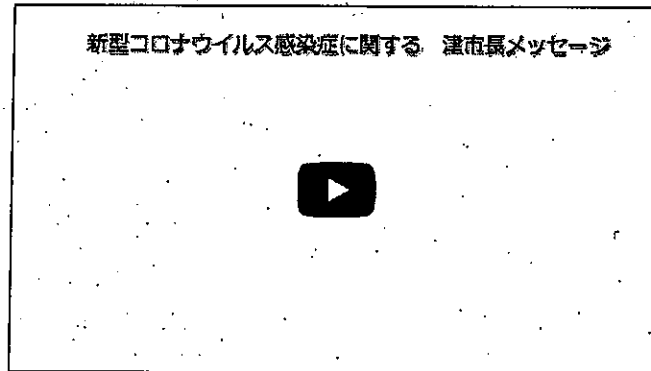
電話番号: 059-224-2352 ファクス番号: 059-224-2344 メールアドレス: yakumus@pref.mie.lg.jp

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.

新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージ

[このページを印刷](#)[通常ページへ戻る](#)

登録日:2020年4月10日



全国で新型コロナウイルス感染症患者が日々増加する中で、4月7日、政府は「緊急事態宣言」を発令しました。三重県は対象地域ではありませんでしたが、津市においても新型コロナウイルス感染症患者の発生が報告されており、市民の皆様も大変不安な毎日をご過ごされていると思います。

新型コロナウイルスに関して初期のご相談は、ご自身に心配な症状があるがどうしたら良いかとか、渡航歴のある人と接触したけれど大丈夫だろうかといった内容でした。感染症対策の権限を持つ三重県が「帰国者・接触者相談センター」を津保健所に設置すると、こちらが健康面での「一つ目の相談窓口」となりました。

次に新型コロナウイルスによる深刻な影響が現れたのは経済です。売り上げの減少などで経営難に陥った事業者の皆様に対して、国や県は様々な支援策を打ち出しています。しかし、どのような制度があるか、どのような書類を準備し、どこに申請すれば良いのかなど分かりづらいという問題がありました。そこで津市では、3月25日「事業者向け相談窓口」を津市役所本庁舎7階の商業振興労政課、あかつ台の津市ビジネスサポートセンター、9つの総合支所に設置し、有利な制度を分かりやすくご案内しています。こちらが事業者に寄り添った、経済面での「二つ目の相談窓口」となりました。

さらに津市では市民生活向けの「三つめの相談窓口」を設置し、4月9日にオープンさせました。津市役所本庁舎8階に「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口」を、1階ロビーに「市民生活相談案内係」を置き、市民の皆様が「何でも相談できる窓口」といたします。

コロナウイルス感染症が市民の生活に及ぼす影響は、計り知れず大きなものです。3月2日午後からの学校休業に伴い、子どもたちを取り巻く相談ごとや悩みをお聞きしました。事態はますます深刻となり、政府では生活困窮世帯に対する現金給付の検討が進むなど、これからの課題や関心は「市民の生活・暮らし」全般に移行していきます。

「市民生活相談案内窓口」にどんなことでも相談してください。

担当者が話を伺い、直接お答えできるものには回答し、専門的な知識が必要な場合は、適切に対応できる担当部局に「つなぎ」ます。そうやって津市役所が一丸となって、市民の皆様のお不安解消に向き合っています。

まだまだ感染症の収束が見通せず、長期化も危惧される中、津市は状況の推移を見極めながら柔軟に対応し、市民の皆様へ寄り添い、様々な取り組みを進めます。

津市民の皆様、新型コロナウイルス感染拡大防止へのご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。この難局を一緒に乗り越えてまいりましょう。

津市長 前葉 泰幸

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 資料

(令和2年4月10日 17時現在)

◆事業者向けの経済的な支援策についての相談窓口における相談件数

① 市民生活相談案内窓口（危機管理課）

月 日	1F窓口	8F窓口	電 話	目 計
4月 9日	16	2	16	34
4月10日	25	2	39	66
累 計	41	4	55	100

② 事業所向け相談窓口（商業振興労政課）

月 日	窓 口	電 話	目 計
4月8日まで	173	15	188
4月 9日	16	2	18
4月10日	14	6	20
累 計	203	23	226



三重県新型コロナウイルス 「感染拡大阻止緊急宣言」

新型コロナウイルスの急速な蔓延を受けて4月7日に政府から、「緊急事態宣言」が7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）に発出されました。

また、本県では、4月9日時点において、感染経路が不明な事例は確認されていないものの、感染が継続し、これまで15名の感染が確認されており、今まで発生していなかった地域へも拡大しています。

さらに、近隣県の愛知県においては、感染者数の急増に加え、感染経路が判明しない件数も増えており、岐阜県においても直近1週間の増加数が前の週の2.5倍に増加し、新たなクラスターが判明するなど、三重県の周辺における状況は急変しています。

このため、本県においては、愛知県、岐阜県と連携のさらなる強化を確認し、取組を進めているところです。

近隣県で緊張度を高める取組が進められている中、本県においても近隣県の取組の効果が最大限発揮されるよう、これまでの取組を一層強化しなければなりません。

三重県としても、県民の皆様の“命と健康”を最優先に考え、感染者数を抑えるとともに、医療提供体制の確保と社会機能の維持を両立させるため、“三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止緊急宣言」”を宣言し、「オール三重」で新型コロナウイルスに関する以下の対策に取り組んでいくこととします。

1. 移動自粛のお願い

○「緊急事態宣言」が発出されている7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）については、医療機関への通院や通勤等生活の維持に必要な場合を除く移動の自粛

○生活・文化圏が重複し、3県が連携して取り組むこととしている、愛知県、岐阜県については、移動自粛による感染拡大防止の効果を最大限に発揮するため、医療機関への通院や通勤等生活の維持に必要な場合を除く移動の自粛

○感染が多数確認されている2道府（北海道、京都府）については、不要不急の移動の自粛を県民の皆様に要請します。

2. 学校について

広域の移動の多い県立学校及び県立特別支援学校については、臨時休業を早急に行います。

臨時休業を行うにあたっては、児童・生徒に対し、臨時休業期間中の過ごし方や学習方法などを伝え、保護者が少しでも準備できる時間を確保するよう十分に配慮します。

3. 医療体制について

新型コロナウイルスの感染者の増加を見据え、感染症患者について、症状や地域に応じ、きめ細かに、かつ速やかな受け入れが可能となるよう、本日設置した「新型コロナウイルス感染症医療調整本部」を最大限活用し、感染症指定医療機関や県医師会等関係団体等とも緊密に連携のうえ、入院医療提供体制の充実や軽症者の受入れの検討、医療従事者の確保、施設設備の整備等、県民の皆様の命を守るため、医療提供体制の整備を進めていきます。

4. 経済対策について

国の緊急経済対策では、感染拡大の防止や医療提供体制の整備、雇用の維持や中小企業・小規模事業者等への支援などが示されました。当該経済対策の内容を早急に精査するとともに、関係団体や市町、県民から寄せられる声などもふまえて、県としての追加的な対策を速やかに検討のうえ、実施します。

県民の皆様におかれましては、本宣言の趣旨をご理解いただき、感染防止対策を徹底いただくとともに、感染は他人事ではなく、明日には自身や大切な家族にも起こりうる事態であるということをご認識いただき、個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないよう、ご協力をお願いいたします。

本ページに関する問い合わせ先

三重県 医療保健部 薬務感染症対策課 感染症対策班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁4階）

電話番号：059-224-2352 ファクス番号：059-224-2344 メールアドレス：yakumus@pref.mie.lg.jp

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.